

八戸市運動公園体育施設

指 定 管 理 業 務 基 準 書

(指定期間 令和6年度から令和10年度まで)

八戸市運動公園体育施設の指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等は本基準書の定めるところによる。(条例等の略称は八戸市運動公園体育施設指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)の定めるところによる。)

I 管理の基準

指定管理者は、募集要項Ⅱ1「管理の基本方針」のほか、下記に掲げる「管理の基準」を遵守して、施設運営を行うこと。

① 開館時間

施設名			開館(場)時間
長根公園	有料 公園 施設	野球場(及び管理棟)	午前9時から午後9時まで
		アイスホッケーリンク	午前10時から午後6時まで
		水泳プール	午前10時から午後6時まで
	八戸市体育館		午前9時から午後9時まで
	八戸市スポーツ研修センター		午前9時から午後9時まで
	八戸市武道館		午前9時から午後9時まで(※1)
新井田公園	有料 公園 施設	多目的広場	午前9時から日没まで
		テニスコート	午前9時から午後9時まで
	八戸市新井田インドアリンク		午前5時から午後11時15分まで(※2)
東運動公園	有料 公園 施設	野球場(及び管理棟)	午前9時から午後9時まで
		陸上競技場(及び管理棟)	午前9時から午後7時30分まで
		テニスコート	午前9時から午後9時まで
	八戸市東体育館		午前9時から午後9時まで
八戸市屋内トレーニングセンター			午前9時から午後9時まで
南部山健康運動公園	八戸市南部山健康運動センター		午前9時から午後9時まで(※3)
	多目的広場		午前9時から日没まで

(八戸市都市公園条例施行規則第7条、八戸市体育館条例施行規則第2条、八戸市スポーツ研修センター条例施行規則第2条、八戸市武道館条例施行規則第2条、八戸市屋内スケートリンク条例施行規則第2条、八戸市健康運動センター条例施行規則第2条、八戸市屋内トレーニングセンター条例施行規則第2条の規定による。)

※1 日祝日は午前9時から午後5時までとする。

※2 八戸市屋内スケートリンク条例施行規則改正予定

※3 温水プールは午後1時から午後8時まで(土日祝日は午前10時から午後7時まで)とする。

※ 指定管理者は、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て開館時間を延長することができる。なお、開館時間の考え方は事業計画書の提案事項である。

② 休館日

施 設 名			休館(場)日〔利用期間〕
長根公園	有料公園施設	野球場(及び管理棟)	なし〔利用期間 4月下旬から10月31日まで〕
		アイスホッケーリンク	水曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月31日及び1月1日) 〔利用期間 12月上旬から2月末日まで〕
		水泳プール	火曜日(祝日の場合はその翌日) 〔利用期間 7月上旬から8月31日まで〕
	八戸市体育館		水曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)
	八戸市スポーツ研修センター		水曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)
	八戸市武道館		水曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)
	新井田公園	有料公園施設	多目的広場
テニスコート			なし〔利用期間 4月上旬から11月30日まで〕
八戸市新井田インドアリンク		木曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月30日から1月1日まで) 5月1日から7月中旬まで(※1)	
東運動公園	有料公園施設	野球場(及び管理棟)	なし〔利用期間 4月下旬から10月31日まで〕
		陸上競技場(及び管理棟)	なし〔利用期間 4月中旬から11月下旬まで〕
		テニスコート	なし〔利用期間 4月上旬から11月30日まで〕
	八戸市東体育館		木曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)
八戸市屋内トレーニングセンター		木曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)	
南部山健康運動公園	八戸市南部山健康運動センター		水曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)
	多目的広場		なし〔利用期間 5月1日から10月31日まで〕

(八戸市都市公園条例施行規則第7条、八戸市体育館条例施行規則第3条、八戸市スポーツ研修センター条例施行規則第3条、八戸市武道館条例施行規則第3条、八戸市屋内スケートリンク条例施行規則第2条、八戸市健康運動センター条例施行規則第3条、八戸市屋内トレーニングセンター条例施行規則第3条の規定による。)

※1 八戸市屋内スケートリンク条例施行規則改正予定

※ 指定管理者は、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て休館日を開館日とすることができる。なお、休館日設定の考え方は事業計画書の提案事項である。

③ 利用料金

施設利用者から徴収する利用料金は、次に掲げる各施設設置条例及び規則に定める額の範囲内とする。(なお、料金設定に関する考え方は事業計画書の提案事項である。)

施設名			利用料金額根拠条例等	
			通常の施設利用者	行商等の行為を行う者※
長根公園	有料公園施設	野球場(及び管理棟)	都市公園条例別表第3(第15条関係)、同条例施行規則別表第3(第15条関係)	都市公園条例別表第4(第16条関係)、同条例施行規則別表第2(第14条関係)
		アイスホッケーリンク		
		水泳プール		
	八戸市体育館	八戸市体育館条例別表(第9条関係)、同条例施行規則別表(第9条関係)		
		八戸市スポーツ研修センター	八戸市スポーツ研修センター条例別表(第9条関係)、同条例施行規則別表(第9条関係)	
		八戸市武道館	八戸市武道館条例別表(第9条関係)、同条例施行規則別表(第9条関係)	
新井田公園	有料公園施設	多目的広場	都市公園条例別表第3(第15条関係)、同条例施行規則別表第3(第15条関係)	都市公園条例別表第4(第16条関係)、同条例施行規則別表第2(第14条関係)
		テニスコート		
		八戸市新井田インドアリンク	八戸市屋内スケートリンク条例別表第2(第12条関係)、同条例施行規則別表第3(第14条関係)及び別表第4(第15条関係)	

東 運 動 公 園	有 料	野球場（及び管理棟）	都市公園条例別表第3（第15条関係）、同条例施行規則別表第3（第15条関係）	都市公園条例別表第4（第16条関係）、同条例施行規則別表第2（第14条関係）
	公 園	陸上競技場（及び管理棟）		
	施 設	テニスコート		
公 園	八戸市東体育館		八戸市体育館条例別表（第9条関係）、同条例施行規則別表（第9条関係）	（第14条関係）
八戸市屋内トレーニングセンター			八戸市屋内トレーニングセンター条例別表（第9条関係）、同条例施行規則別表（第9条関係）	
南 部 山 健 康 運 動 公 園	八戸市南部山健康運動センター		八戸市健康運動センター条例別表第1（第9条関係）、同条例施行規則別表（第9条関係）	都市公園条例別表第4（第16条関係）、同条例施行規則別表第2（第14条関係）
	多目的広場			

④ 公園又は施設の使用許可等について

公園又は施設の使用を許可し、又は許可するに当たって条件を付す等の場合は、それぞれ次に掲げる根拠条文の規定に従って行うこと。

ア 公園（長根公園、新井田公園、東運動公園及び南部山健康運動公園、並びにこれらの公園内の有料公園施設）

- 1) 公園の使用を許可し、又は使用の許可に当たって条件を付す場合
→ 都市公園条例第8条
- 2) 有料公園施設の使用を許可し、又は使用の許可に当たって条件を付す場合
→ 都市公園条例第11条
- 3) 公園又は有料公園施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し若しくは使用許可を取り消す場合 → 都市公園条例第19条

イ 施設（八戸市体育館、八戸市スポーツ研修センター、八戸市武道館、八戸市新井田インドアリンク、八戸市東体育館、八戸市屋内トレーニングセンター及び八戸市南部山健康運動センター）

- 1) 施設の使用を許可し、又は使用の許可に当たって条件を付す場合
→ 各施設設置条例第6条
- 2) 施設の使用許可を制限する場合 → 各施設設置条例第7条

- 3) 施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し若しくは使用許可を取り消す場合 → 各施設設置条例第8条
- 4) 施設の利用を拒否する場合 → 各施設設置条例第15条（八戸市新井田インドアリンクは、八戸市屋内スケートリンク条例第18条）

⑤ 管理業務に従事する者の配置基準

当施設を円滑に管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置すること。

配置基準

- ア 各公園等の主要施設（八戸市体育館、八戸市新井田インドアリンク、八戸市東体育館、八戸市屋内トレーニングセンター及び八戸市南部山健康運動センター。以下「主要施設」という。）に総括責任者（館長等）を各施設毎1名配置すること。
- イ 主要施設の管理に従事する職員のうち各施設毎1名は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者の資格を有すること。
- ウ 主要施設の管理に従事する職員のうち各施設毎1名は、消防法第13条及び第13条の2の規定による乙種危険物取扱者（第4類）の資格を有すること。
- エ 主要施設の管理に従事する職員のうち各施設毎1名は、公益財団法人日本スポーツ施設協会が認定するトレーニング指導士の資格、又はこれと同等以上の資格を有すること。
- オ プールの監視に従事する者は、利用者の安全の確保及び応急措置が取れるよう訓練を受けた者であること。
監視に従事する者のうち1人は、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であり、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者・同協会の水泳指導管理士又は日本赤十字の水上安全法等（同等以上の資格可）の公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する資格を取得した者であること。
それ以外の従事者は、18歳以上でプールの安全及び衛生に関する知識を持った者であり、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会を受講している者、又は指定管理者等が監視業務の教育・訓練をし、監視・救助ができる者とする。

現行の人員配置

1 長根公園（八戸市体育館） 17名

館長 1名

館長補佐 1名

職員 15名

(内 防火管理者6名 トレーニング指導士4名 プール資格者3名、乙種危険物取扱者第4類6名)

2 新井田公園（八戸市新井田インドアリンク） 11名

館長 1名

館長補佐 1名

職員 9名

(内 防火管理者2名 トレーニング指導士1名 プール資格者0名、乙種危険物取扱者第4類1名)

3 東運動公園（八戸市東体育館） 10名

館長 1名

館長補佐 1名

職員 8名

(内 防火管理者5名 トレーニング指導士4名 プール資格者2名、乙種危険物取扱者第4類3名)

4 八戸市屋内トレーニングセンター 7名

館長 1名

館長補佐 1名

職員 5名

(内 防火管理者2名 トレーニング指導士1名 プール資格者2名、乙種危険物取扱者第4類4名)

5 南部山健康運動公園（八戸市南部山健康運動センター） 9名

館長 1名

館長補佐 1名

職員 7名

(内 防火管理者2名 トレーニング指導士1名 プール資格者2名、乙種危険物取扱者第4類1名)

⑥ 守秘義務について

指定管理者の役員、構成員若しくは管理に従事しているもの又はこれらのものであったものは、手続条例第11条の規定により、指定管理業務を通じて知り得た一般に了知されていない事実を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。

⑦ 個人情報保護について

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場

合には、情報漏えいの防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、適正管理のための内部規程やチェック体制を構築するなど必要な措置を講じること。

⑧ 情報公開について

指定管理者は、八戸市情報公開条例第 24 条の規定により、管理を行う公の施設に関する情報の開示及び情報の提供を行うために必要な措置を講じるよう努めること。

⑨ 文書等の管理

指定管理者が管理業務の実施に際して作成し、又は受領した文書その他帳簿書類等は、文書の管理に関する規程等を別に定め、これにより適切に管理及び保存するものとし、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととする。

⑩ 遵守すべき関係法令等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条 ほか

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例・同条例規則

八戸市都市公園条例、同条例施行規則

八戸市体育館条例、同条例施行規則

八戸市スポーツ研修センター条例、同条例施行規則

八戸市武道館条例、同条例施行規則

八戸市屋内スケートリンク条例、同条例施行規則

八戸市屋内トレーニングセンター条例、同条例施行規則

八戸市健康運動センター条例、同条例施行規則

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）並びに当該法律に係る労働関係法令

八戸市公契約条例

個人情報の保護に関する法律

八戸市情報公開条例

その他管理運営に適用される法令

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 指定管理業務

(1) 施設の使用許可に関する業務

施設利用者に対する案内、使用の受付、許可、不許可、利用調整等に関すること。
実施方法の詳細は別紙1「施設使用許可に関する業務一覧表」のとおり

(2) 施設、設備等の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設、設備等を良好な状態で維持し、事故等を未然に防止するため
日常点検、法定点検、定期点検等を行うこと。業務の詳細は、別紙2「施設管理業務
一覧表」のとおりである。なお、業務の一部については、あらかじめ市に届け出た上で、
専門の事業者へ委託することができる。

ア) 施設、設備等の日常点検等に係る保守管理（共通部分）

- 施設建物関係（内外壁、軒天、窓ガラス、屋根、煙突、避雷針等の外観点検）
- エネルギー設備関係（電気、水道、燃料、地下タンク等の設備器具点検・検針・検査等）
- グラウンド関係（レーキ、転圧、整地、散水、薬剤散布、芝刈り、草刈り等の管理整備）
- 体育器具関係（トレーニング機器又は器具、体育施設器具等の点検整備）
- 備品関係（整氷車、公用車、スケート研磨機、作業用機械等の点検整備）
- 各種機械装置関係（空気調和機、ボイラー、ろ過機、冷凍機等の点検整備）
- 消防設備関係（建築構造、自動火災報知機、非常放送設備、危険物施設等の自主点検）
- 屋外構造物（旗掲揚・外灯ポール、広場インターロッキング、歩道、園路、側溝等の管理整備）
- 公園関係（芝刈り、草刈り、剪定、石拾い、遊具点検、不凍栓開閉等の管理整備）
- 電気料金精算関係（長根公園）

（電力契約を同一とする長根屋内スケート場の職員と立ち合い・協議のうえ、電力
使用量及び料金を確定させ、長根屋内スケート場が発行する納付書により料金を
支払う）

イ) 業務の一部について、再委託可能である施設、設備等に係る保守管理（専門部分）

① 施設関係

- 清掃業務 警備業務（夜間警備・機械警備） 冷凍設備保守業務
- 建築物・建築設備定期点検業務 膜屋根点検業務
- エレベーター保守業務 体育館床面ウレタン塗布業務
- プール可動上屋保守業務 プールろ過設備保守業務
- 蒸気ボイラー運転管理業務 電光掲示盤保守点検業務
- 空調機冷媒漏洩点検業務 体育施設器具保守業務

② 電気・消防設備関係

- 自家用電気工作物保守業務
- 非常設備保守業務（非常用自家発電設備保守業務を含む。）
- 電気設備保守業務 計装機器保守業務
- 地下タンク及び埋設配管点検業務 キャッシュレス決済端末保守業務
- 写真判定装置等保守点検業務

③ 環境衛生設備関係

- 空気環境測定業務 暖房（蒸気暖房含）設備保守業務 浄化槽維持管理業務
- 空調設備保守業務 ボイラーばい煙測定業務 貯水槽清掃（水質検査含む）
- 床マット等借り上げ プール水質検査 一般廃棄物収集運搬処理業務
- 廃枝・不燃物廃棄処理業務 廃芝処理業務 簡易専用水道検査

ウ) 業務の一部について、再委託可能である施設運営に係る補助業務

- 芝生管理補助業務 テニスコート受付補助業務 公園施設環境整備業務
- 公園樹木剪定補助業務 公園桜の木管理補助業務
- 有料公園施設管理補助業務（スポーツ研修センター・プール・リンク）

エ) 施設、設備、備品の修繕

指定管理者が実施する修繕の範囲は、下表のとおりとする。なお、修繕は市の事前承認の下で実施することとし、指定修繕料の範囲内での執行とする。なお、修繕料に残余が生じた場合、指定期間の最終年度を除き、次年度以降の修繕料として使用し、最終年度で合算して精算を行う。

項目	修繕の範囲	指定修繕料 (税込)
緊急修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設及び公園施設用備品その他器材等に係る簡易な修理 ・建物等の簡易な補修（いわゆる小破修繕） ・指定管理者に車両を貸与する場合における車検 等 	各年度 28,606 千円
計画修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間中に実施が予定されるスポーツ施設及び公園施設等の維持補修 	各年度 23,109 千円

※ 消費税率 10%

オ) 備品の管理

別紙3「備品一覧表」に掲載する備品を適正に管理すること。

(3) 計画及び報告書等の提出

指定管理者は、次に掲げる事項の報告及び書類等の提出を行わなければならない。

ア) 定期報告（月報、四半期報告）

- 1) 施設利用者数、収入状況等
- 2) 管理業務日誌
- 3) 利用者等からの苦情の状況
- 4) 個人情報取扱いに関する処理状況

イ) 大規模改修等要求書

スポーツ及び公園施設の建物や設備、備品、樹木等で、大規模な改修等が必要とされる内容について、毎年度6月末までに提出すること。

ウ) 事業計画書及び収支計画書

毎年度3月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、事前に市と調整を図ったうえで作成し、提出すること。

エ) 事業報告書

年度ごとに、指定管理業務に係る事業報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出すること。

オ) その他報告事項

- 1) 事業実施報告書（実施後、随時）
- 2) 臨時報告
 - i 施設、設備等に大規模修繕が必要な破損等を発見した場合
 - ii 災害や事故等が発生した場合
 - iii その他、市長が書類の提出を求めた場合

2 附帯業務

(1) スポーツ教室の実施

市民の健康保持・増進、体力の向上及びスポーツの普及を目的として市が指定する、次に掲げるスポーツ教室を実施すること。

なお、実施状況によっては、協議の上変更する可能性がある。

- ① テニス教室
- ② 少年少女柔道教室
- ③ 少年少女剣道教室
- ④ 少年少女レスリング教室
- ⑤ 親子スケート教室
- ⑥ スイミング教室

(2) 東運動公園自転車競技場に係る次の業務

- ① 浄化槽の定期及び法定点検
- ② 電気料及び水道料の支払い
- ③ 自転車競技場周辺の除草

④ 鍵の管理

3 指定管理開始前及び終了時の引継ぎ等

(1) 指定管理開始前における準備

指定管理者は、指定管理の開始日から円滑な管理運営を行うため、従前の管理者から引継ぎを受ける等の事前準備を行うものとする。当該引継ぎが完了したことを示すため、別途指定する業務引継書を作成の上、市に提出するものとする。

なお、引継ぎに要する費用等は、指定管理者の負担とする。

(2) 指定管理終了時における引継ぎ等

指定期間が終了する日までの間、次期指定管理者が円滑に管理運営ができるよう、市の指示に従い、速やかに業務の引継ぎを行うこと。

また、市が認める場合を除き、指定が終了となる者の費用負担で、原状回復措置を行わなければならない。

Ⅲ 指定管理者と八戸市との責任分担

指定管理者と市の責任分担については概ね、別紙4「責任分担表」のとおりとする。詳細については協定締結の際に定める。

Ⅳ その他

本基準書に定める指定管理者の管理の基準、業務の範囲等の内容及び処理について疑義が生じた場合、また、本基準書に定めがない事項については、別途協議し決定する。